

ふくしま地域産業6次化イノベーターバンク活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本県農林水産業が東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たすためには、新たな産業を創出する地域産業の6次化を促進し、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図る必要がある。

新ふくしま地域産業6次化戦略（平成27年1月策定）に基づき、本県地域産業の6次化を力強く推進するため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、ビジネスモデルの課題解決、販売戦略の再構築等の革新を支援する専門家を登録し、派遣を行う「ふくしま地域産業6次化イノベーターバンク活用事業」を実施する。

(対象)

第2条 本事業による支援対象者は、福島県内において県産農林水産物を活用して地域産業6次化に取り組む農林漁業者等（以下「農林漁業者等」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 県は、地域産業6次化に取り組む農林漁業者等が抱える課題等に対し、助言、指導を行う専門家を「ふくしま地域産業6次化イノベーター」（以下「地域産業6次化イノベーター」という。）として、「ふくしま地域産業6次化イノベーターバンク」に登録する。

2 県は、支援を要する農林漁業者等に対し、地域産業6次化イノベーターを派遣する。

(事業の委託)

第4条 県は、前条の事業内容の実施について委託することができるものとする。

(派遣経費)

第5条 地域産業6次化イノベーター派遣に係る経費については、別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。